

## 公布された規則のあらまし

### ◇こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

#### 1 制定の理由及び内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則
- (2) 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (3) 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則
- (4) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (5) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

#### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。